

議案第 17 号

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例の制定について

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例

松阪市立幼稚園保育料徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 241 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（市立幼稚園に係るものに限る。）について、支給認定保護者等が負担すべき費用の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立幼稚園 松阪市立幼稚園条例（平成 17 年松阪市条例第 239 号）別表に掲げる幼稚園をいう。
- (2) 支給認定保護者等 支給認定保護者又は扶養義務者をいう。
- (3) 支給認定子ども 法第 20 条第 1 項の規定により支給認定を受けた小学校就学前子どもであって、3 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（利用者負担額）

第 3 条 法第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、月額 5,500 円を上限として教育委員会規則で定める額とする。

（利用者負担額の徴収）

第 4 条 市長は、市立幼稚園において、本市の支給認定子どもに対して教育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者等から前条に規定する利用者負担額を徴収する。

2 市長は、市立幼稚園において、本市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の

支給認定子どもに対して教育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者等から当該支給認定を行った市町村が定める利用者負担額を徴収する。

3 利用者負担額は、支給認定子どもが病気その他自己の都合によって欠席した場合があっても学籍がある間は、徴収する。

4 利用者負担額の納入期限は、教育を受けた当該月の末日（12月にあつては25日）までとする。ただし、当該納入期限の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、これらの日の翌日とする。

（月途中入退園における利用者負担額）

第5条 月の途中で入園し、又は退園した場合における利用者負担額は、次の各号に定める算式により算定した額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 月途中の入園の場合 利用者負担額×入園日からの開園日数（当該開園日数が20日を超える場合にあつては20日）÷20日

(2) 月途中の退園の場合 利用者負担額×退園日の前日までの開園日数（当該開園日数が20日を超える場合にあつては20日）÷20日

（利用者負担額の減免）

第6条 市長は、支給認定子どもが月の初日から末日までの全日にわたり欠席した場合は、当該月分の利用者負担額を徴収しない。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、災害その他特別な理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に、この条例による改正前の松阪市立幼稚園保育料徴収条例の規定により課した、又は課すべきであった保育料の取扱いについては、なお従前の例による。

（松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する条例の一部改正）

3 松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する条例（平成17年松阪市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第4条中「松阪市立幼稚園保育料徴収条例（平成17年松阪市条例第241号）」を「松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例（平成27年松阪市条例第●号）」に改める。